

整理番号	291
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費 【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費 9：資料購入・作成費 10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	3年 3月 24日	支出額	4,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (4月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (4月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

5,000 × 0.9 = 4,500 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。 RISONA

取引銀行	取引店	口座番号			
0017	██████	██████	****	****	****
取扱店	お取引日	時刻			
56541	03-03-24	14:48			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥5,000	¥110			
お取引後の残高(円)		おつり			

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印 認 証			
円 円 円		円			

お振込明細またはご案内

お受取人

サイタマケンキ カイムソソク ケンミンカイ様

電話番号 048-554-1377

取扱番号 240001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。) は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	[REDACTED]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	[REDACTED]
---------	-----------	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 [REDACTED] 円
支払期限： 契約時一括支払い	
支払方法	1. 口座振替 [REDACTED]
	2. 振込 [REDACTED]
	3. 持参 持参先： [REDACTED]

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者	商号又は名称	[REDACTED]
	所在地・TEL	[REDACTED]
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号：国土交通大臣 () 第 [REDACTED] 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号： [REDACTED] ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士：登録番号 [REDACTED]) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所 〒	—

(契約
第1条
物件]
約]と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	●	TEL	●
	住所	●		
乙・借主 (法人の場合)	商号	Ⓜ	TEL	
	代表者名			
	住所			
乙・借主 (個人の場合)	氏名	柳沼貴志 ●	TEL	●
	住所	●		
連帯保証人	氏名	印	TEL	
	住所			

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

宅地建物 取引業者	商号(名称)	㈱TLC 行田中央店	代表者	北川 直樹 ●
	事務所所在地・TEL	埼玉県行田市忍2-18-32 048-553-3030		
	免許証番号	埼玉県知事(9)第11602号		
宅地建物取引 主任者	氏名	●	登録番号	●
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店㈱TLC		

(禁止
第5条
てはな
2 乙は
3 乙は
一 魁
二 魁

(乙の
第6条

(契約
第7条

※印は実印

場合に
2 前項
において
3 乙は
4 本條
損害が

整理番号

56

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和3年3月24日	支出額	149,495 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所家賃・4月分 (事務所150000、駐車場10000、共益費3000、 消費税増税分3000+105(振込料)×90%=149495)		

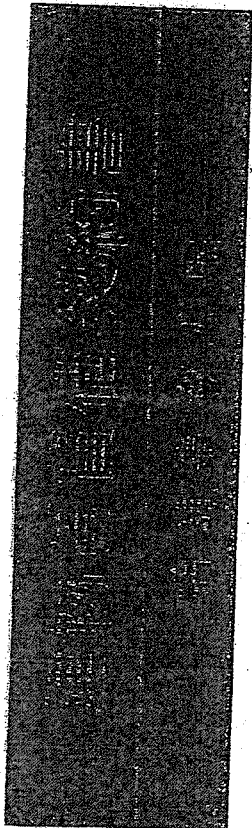
領収書等貼付欄

無所属県民会議 深谷・美里・寄居支部

事務所家賃
(株)横田ハウジング
武蔵野銀行 深谷支店 70216946

振込日	2021/03/24
振込依頼人名	エハラ クミコ
金融機関	武蔵野銀行
支店 / 出張所	深谷支店
預金種目	普通
口座番号	0216946
お受取人名	カ. ヨコタハウジング
振込金額	166,000 円
手数料	105 円

※ 振込目録には、①千円口、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支店されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



平成28年 4月16日

物件名 Y's Precious I 101号室

フリガナ 江原 久美子

江原 久美子 様

横濱田ハウジング
埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

TEL 048-575-0333
FAX 048-575-0330

(1)所在地	埼玉県深谷市西島5丁目8番17号		
(2)物件	(名称) Y's Precious I	1階	101号室
(3)種類	共同住宅(マンション)		
(5)構造	鉄骨造陸屋根3階建	築年月	平成28年 4月
	契約面積	敷地面積	341.4㎡
(6)面積	専用使用面積	50.45㎡	駐車場No.
	共有面積	50.45㎡	
	駐車場面積	㎡	
	その他使用可能な面積 (別紙図面添付)	㎡	
(7)契約期間	平成28年 4月16日より平成31年 4月15日までの 3年 *ただし、第2条により更新することができる。		
(8)賃料等 (消費税込)	賃貸料(月額)	150,000円	
	共益費(月額)	3,000円	
	駐車料(月額)	5,000円	敷金 (3ヶ月分) 450,000円
	駐車料 2台目(月額)	5,000円	礼金 (3ヶ月分) 450,000円
(9)支払期日	合計(月額)	163,000円	
(10)支払方法	振込 上記の賃料等は、下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
(11)振込先	銀行名	支店名	預金口座番号
(12)受取人住所	埼玉県深谷市上柴町西4-6-8		
			電話 048-575-0333

(13) [緊急連絡先]

氏名	住所	借主との関係

[特記事項]

更新料：新賃料1ヶ月

14-2

この契約の締結を証するため本契約書 武通を() 当事者記名押印の上、
甲乙各巻通を保有する

平成 28 年 4 月 16 日

甲 (貸主) 住所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏名 株式会社横田ハウジング

乙 (借主) 現住所

フリガナ エ ハウ ク ミ コ

氏名 江原ス美子

勤務先社名 埼玉県議会

自宅TEL
会社TEL

勤務先所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

連帯保証人 住所

氏名

勤務先社名

自宅TEL
会社TEL

勤務先所在地

連帯保証人 住所

氏名

勤務先社名

自宅TEL
会社TEL

勤務先所在地

媒介業者 埼玉県知事 (5) 第016662号

媒介業者

埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

横田ハウジング

取引士登録番号

取引士氏名

取引士登録番号

取引士氏名

店舗事務所用建物賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主 (以下「甲」という。) 及び借主 (以下「乙」という。) は、頭書(1)から(6)に記載する賃貸借の目的物 (以下「本物件」という。) について、以下の条項により賃貸借契約 (以下「本契約」という。) を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(7)に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対し第17条に定める通知を行わないときは、同一条件でさらに 3 年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を頭書(4)の目的 (業種) にのみ使用する。

(賃料)

第4条 乙は、頭書(8)及び(9)の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

2 1ヶ月に満たない期間の家賃は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- (1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合。
- (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合。
- (3) 近隣同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合。

(公租公課)

第5条 本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

(消費税)

第6条 乙は、法令の定めるところに従い、賃料、管理・共益費等について消費税を支払わなければならない。

尚、契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税が適用され、以後の賃料、管理・共益費等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことをあらかじめ承認する。

(駐車場)

第7条 乙は、駐車場を使用する場合、頭書(8)記載の料金を支払い、甲又は管理人の指定する位置に、甲の承諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。

2 駐車場内における盗難又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。(諸費用の負担)

第8条 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

- (1) 電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物塵芥処理の費用。
- (2) 町内会費等。

(敷金)

第9条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(8)に記載する敷金を甲に無利息にて預け入れ

賃貸借契約書(更新)

平成31年4月15日

物件名称 Y's Precious I 101 号室
所在地 埼玉県深谷市西島5丁目8番17号
賃貸人 (甲) 株式会社横田ハウジング
賃借人 (乙) 江原 久美子
連帯保証人 (丙)
敷金 450,000 円 更新料 更新料:新賃料1ヶ月
新契約期間 平成31年4月16日から 令和4年4月15日迄
新家賃 150,000 円 共益費 3,000 円
駐車場 5,000 円 駐車場2台目 5,000 円
賃料支払日 毎月末日までに翌月分を下記口座に振り込みにて支払うこと
期間内解約 乙は甲に対して書面にて、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成28年4月16日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

特約事項

賃貸人(甲) 住所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏名 株式会社横田ハウジング

賃借人(乙) 住所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏名 江原久美子

連帯保証人(丙) 住所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 実印

※賃料振込先※

2019年9月吉日

物件名 Y's Precious I 101 契約者 江原 久美子 様

消費税率の変更に伴うお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月より施行される、消費税率の変更に伴うお知らせです。

・消費税率について10月から家賃の消費税率が10%になります。

(現家賃) 8%時の家賃

163,000円 (税込)

(変更後家賃) 10%時の家賃

166,000円 (税込)

・消費税率の変更時期

2019年11月分家賃(10月末にお支払い頂く家賃)から

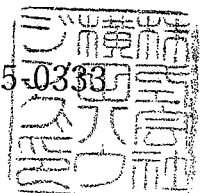
適用となります。

自動引き落としの手続きをされてる方は、金額の変更手続きもお願いいたしま

す。

ご不明点等ございましたら当社までご連絡をお願いいたします。

(株) 横田ハウジング 048-575-0333



整理番号 255

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年3月25日	支出額	14,400 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	馬車場代(事務所用)		
領収書等貼付欄			

領 収 証 無所属県庁会議久喜支部
埼玉県議会議員 石川忠義様 No. _____

金額									
			4						
			7						
			1						
			6						
			0						
			0						
			0						

但 23年 4月分 馬車場代(2台)
23年 3月 25日 上記正に領収いたしました

内 訳
現金 _____
小切手 /
手形 /
消費税額 (%) _____

収入印紙

TEL _____

16,000 × 0.9 = 14,400
政務活動費に使用可割合が 9/10 ありため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 265

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
----------------------------------	--

支出年月日	3 年3 月26日	支出額	65,394 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所賃借料		

領収書等貼付欄			
03-03-26 送金	*72,660		

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、揚票欄にお戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

③事務所賃借料 ⑤石川忠義
 72,660 (¥72,000 家賃 ¥660 雑費) × 0.9 = 65,394
 政務活動費に使用可能な割合は 9/10 であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書【更新】

貸主： _____ (以下「甲」という)と
 借主： _____ 石川 忠義 _____ (以下「乙」という)及び
 連帯保証人： _____ (以下「丙」という)は、
 下記の物件(以下「本物件」という)について下記の内容及び契約諸条項を取り決めて、
 建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結した。

(1) 賃貸借の 目的物の 表示等	名称	コバヤンビルB棟			2 階	201 号室
	所在地	(住居表示) 〒 346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目4-30	(登記簿)		家屋番号	
	種類	貸店舗・事務所(一部)	構造・階数	鉄骨造	2 階建	
	面積	39.68 m ²	間取	0		
	物件の所有者	住所 〒 _____	氏名	_____		
	物件の管理者	住所 〒 346-0016 埼玉県久喜市久喜東2丁目4-1	氏名	株式会社フジハウジング		
		電話	0480-26-4568			

使用目的		事業				
借主	フリガナ	イシカワ タダヨシ		電話番号		
	氏名	石川 忠義		携帯電話	_____	
	生年月日	1969年12月5日		性別	男性	
	勤務先名	埼玉県議会				
	勤務先電					
連帯保証人	フリガナ	_____		電話番号	_____	
	氏名	_____		携帯電話	_____	
	性別	_____	生年月日	_____	続柄	_____
	勤務先名	_____				
	勤務先電	_____				
月額	家賃	72,000 円	消費税込	敷金	2 ヶ月分 144,000 円	
	共益費	0 円		礼金	円	
	駐車料	0 円		保証金	円	
		0 円		駐車敷金	円	
		0 円		駐車礼金	円	
		0 円		駐車保証金	円	
	月額合計	72,000 円	消費税込	敷引	円	
更新料	新家賃の 1 ヶ月分	更新事務手数料	新家賃の 0.5 ヶ月分+消費税			
火災保険	日新火災海上保険株式会社		_____ 円			
保証金の償却	建物明渡時	円	16,930			
	契約更新時毎	円				
(補填は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)						
契約期間	始期	2018年5月21日	から	3 年 0 ヵ月		
	終期	2021年5月20日	迄の			
解約予告	解約の効力は、乙が解約の申し入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する					
家賃、管理・共益費等、及び駐車料等の支払方法並びに支払期限	金融機関	_____	銀行	支店	_____ 支店	
	口座	_____	口座番号	_____		
	名義人	_____				
	持参先	_____				
	翌月分を毎月 末 日までに 振込					

整理番号	225
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年3月26日	支出額	100,899 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	4月分賃料
-----	-------

領収書等貼付欄

- ③4月分事務所賃料+手数料110円
- ⑤並木まさとし県政事務所

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
10402	03-03-26	09:19	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥112,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		おつり	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			生体認証
			円

※ 領収書は
※ 領収書を
(別紙に

こと。

お振込明細またはご案内

お受取人
 サイトマリツナ
 コウノス
 普通 1441166
 〇)アオキハイツ様
 登録番号 0002

ご依頼人
 ナミキ マサツ様

電話番号 [Redacted]
 取扱番号 260001

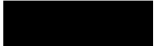
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

112,110 × 0.9 = 100,899
 政務活動に使用する割合が9/10であるため

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主



(以下「甲」という)と借主 並木 正年

(以下「乙」という)と連帯保証人



(以下「丙」という)とは、事業用建物賃貸借契約(以下

「本契約」という)に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	青木ハイツ店舗			階	B
	所在地	(登記簿) 鴻巣市本町三丁目2355番地8				
		(住居表示) 鴻巣市本町三丁目2番19号				
	種類	店舗	家屋番号	2355番8		
	構造	鉄骨造 / 地下0階付 2階建				
	面積	専有	49.68 m ² (約 15.02坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)	
		バルコニー	m ² (約 坪)			
物件の所有者	(住所)	[Redacted]				
	(氏名)	[Redacted]				
(2) 賃貸借条件	使用目的	店舗 事務所				
	賃料	月額 108,000 円(うち消費税 8,000 円)	敷金 (更新時積み増し金)	(賃料の 1ヵ月分) (金額) 100,000 円		
	管理費	月額 0 円(うち消費税 0 円)		(金額) 円		
	共益費	月額 0 円(うち消費税 0 円)				
	駐車料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼金			
	付属施設料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権利金			
	水道料	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	更新料	新賃料の 0.5ヵ月分		
	保険料	総額 17,000 円(うち消費税 円)				
	保証金	0 円 (3.3m ² 当たり) 預かり済み	更新手数料	新賃料の 0.5ヵ月分 (別途消費税)		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		保証料	円	
	保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		
		(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)				
	契約期間	平成31年05月18日 から 平成33年05月17日迄の 2年 0ヵ月 0日間				
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から ヵ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)				
	振込先	[Redacted]			振込金額合計 (振込料は乙の負担とする) 110,000 円	
	口座名義人	[Redacted]			(税金改定まで)	
	翌月分を毎月 末 日迄に貸主指定口座へ振込。(賃料前払い)					

整理番号 228-1


政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支払う場合に作成。なお、定期的に定額を支払う場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年3月28日
支出額	12,000 円
	(按分した場合の積算方法 15,000×80%=12,000)
使 途	2021/3月分駐車料金 ・政務活動車両用 ・自宅マンションに自家用車両と政務活動車両の2台分 専用駐車場を借りています。 区分所有者でないマンション駐車場を借りたため、契約者は実父 [redacted] となっています。
支出先	株式会社 東 コミュニティ

上記のとおり支出しました。

支出者名 金野桃子 

自動車駐車契約書

_____ (以下「甲」という。)とサーパス戸田公園管理組合 (以下「乙」という。)とは、サーパス戸田公園敷地内駐車場内に甲の指定する自動車 (以下「登録自動車」という。)を駐車するためサーパス戸田公園駐車場運営細則 (以下「運営細則」という。)に則り次のとおり契約 (以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (登録自動車並びに駐車区画)

甲が駐車する登録自動車並びに駐車区画は次のとおりとする。

車名	_____
車両登録番号	_____
車両所有者名	_____ 桃子
車両使用者名	_____ 桃子
駐車区画	_____

また、登録自動車は、別途定めた規格に適合したもののみとし、甲は、それを証する書類を、契約締結時に乙に提示するものとする。登録自動車変更時と同様とする。

2. 甲は、登録自動車を変更しようとする場合は、事前に乙にその旨を申し入れ、乙の承認を得なければならない。車体検査、修理等のため一時他の車を駐車させる場合も同様とする。
3. 登録自動車の駐車について乙が甲に駐車区画を指定した場合、甲はその区画以外の場所には駐車してはならない。
4. 登録自動車については、申込制限内 (全長・全幅・全高・総重量) で甲が使用する区画に収容可能なものとする。

第2条 (契約の期間)

契約期間 2020年 2月10日から2020年 8月31日までとする。ただし、乙が期間満了の1ヵ月前までに甲に対して更新拒絶の通知をしない場合は、更に1ヵ年間同一条件をもって契約は更新され、以後この例による。

第3条 (駐車場使用料)

甲は、駐車場使用料として毎月下記のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 駐車場使用料 月額 15,000円
尚、契約期間が1ヵ月に満たない場合の駐車場使用料は日割計算とする。
- (2) 支払い期日 翌月分を当月27日まで
当日が休日に当たるときはその翌日までとする。
- (3) 支払い方法 管理費一括払い

第4条 (使用料の変更)

乙は、施設の改善又は一般物価の変動等により使用料が不相応になったときは契約期間中といえども、サーパス戸田公園管理規約の手続きを経た後、駐車場使用料を変更することができる。

第5条 (甲の賠償義務)

甲又はその家族、使用人、運転手、同乗者、その他甲に関係する者が故意又は過失により、本駐車場若しくはその施設又は本駐車場に駐車中の他の自動車若しくはその付属品に損害を与えた時は、甲が自己の責任と負担において、その損害を相手方に対し賠償しなければならない。

第6条 (乙の免責)

1. 乙は、天災、地震、火災、水害（台風又は豪雨による浸水その他の損害を含む。）、盗難その他乙の責に帰すべからざる事由により甲の自動車、その他の物品につき蒙った損害の責めを負わないものとする。管理者（建物の区分所有等に関する法律第25条に定める管理者をいう。）についても、同様とする。
2. 甲は、前項に掲げる事由により自動車に損害を受けるおそれがあるときは、その責任と負担において自動車を安全な場所へ移動させる等の措置を講じるものとする。

第7条 (権利処分の禁止)

契約者は理由の如何を問わず本駐車場を第三者に使用させ（但し、管理規約第15条第4項の場合を除く。）又は本駐車場を使用する権利を第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

2. 運営細則第4条に基づく使用希望者は、その登録順位を第三者に譲渡する等の処分を一切してはならない。

第8条 (禁止行為)

甲は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 本契約の目的以外に本駐車場を利用すること。
- (2) カーポート、その他の構築物を設置すること。
- (3) 本駐車場に引火物、その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 本駐車場に車の修理器具、スペアタイヤ、ガソリン缶等の物品を置くこと。
- (5) 運営細則第13条に定めた遵守事項を、忠実に実行すること。

第9条 (解約)

本契約期間中といえども、甲又は乙は書面による1ヵ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。ただし、甲はこの予告期間にかえ、1ヵ月分の駐車場使用料相当額を乙に支払い、即時解約することができるものとする。

第10条 (使用権の消滅)

甲が下記各号の一に該当する場合は、乙は甲に対して何等の通知催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 駐車場使用料を所定どおり支払わなかったとき。
- (2) その他本契約の各条項に違反したとき。

第11条 (契約の終了)

契約の解除又は解約により契約が終了した場合は、甲は無条件にて車両を直ちに駐車場外に搬出し、乙より貸与された操作鍵を速やかに乙に返却しなければならない。

第12条 (定めなき事項)

本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議の上処理するものとする。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通宛保有する。

2020年2月8日

甲 (借主)

サーバス戸田公園 号室

乙 (貸主)

サーバス戸田公園 管理組合

理事長

整理番号 35

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年3月29日	支出額	5000 x 0.9 4500 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動用車両駐車場代金
----	--------------

領収書等貼付欄 無所属県民会議

店番 □座番号



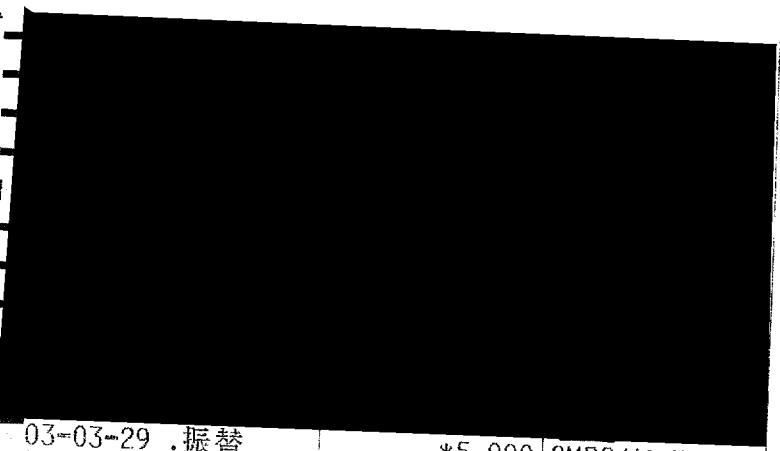
無所属県民会議 白岡支部様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



RESONA



※ 領収書等には、①
うな記載)、④発行
※ 按分した場合は、

03-03-29 振替

*5,000 SMBC(カリビト)


分かるよ
ること。

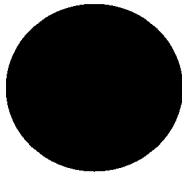
駐 車 契 約 書

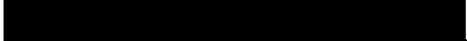
パークシティ白岡全体管理規約（以下「規約」という。）第14条にもとづき、パークシティ白岡の区分所有者共同の利益のために管理者パークシティ白岡全体管理組合（以下「甲」という。）は 岡重夫（以下「乙」という。）と後記表示駐車場棟（以下「駐車場」という。）の利用を目的とする駐車契約を締結する。


本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲・乙署（記）名押印のうえ各1通を保有する。

2019年6月21日

甲 埼玉県白岡市小久喜675番地の1
パークシティ白岡全体管理組合
理事長 




駐車場番号  番

乙 住所 埼玉県白岡市小久喜675-1
(A・B・C)棟 パークシティ白岡B706
706号室区分所有者
氏名 岡重夫 印 

サイズ (A ・ B ・ C ・ D ・ 軽)

車 名 トヨタ プリウスα

車両登録番号 

第1条 甲はその管理にかかる駐車場の上記指定位置に、乙の上記自動車を駐車させる。但し、指定位置に駐車可能なサイズ（付属物等を含む）は、次の数字以下とする。

サイズ	車高 (mm)	車幅 (mm)	全長 (mm)
A	2,100	1,700	5,000
B	2,100	1,700	4,800
C	2,100	1,700	4,670
D	2,100	1,800	5,000
軽	2,100	1,700	4,200

第2条 前条の駐車料金（以下「駐車場使用料」という。）は自動車1台分月額金 5,000 円也とする。

2. 乙は本契約締結と同時に前項の駐車場使用料は、パークシティ白岡棟別管理規約第68条に従い甲または甲の指定する者に支払うものとする。但し、1ヶ月未満の駐車場使用料は日割計算による。

3. 駐車場施設の改善、または租税公課の増徴、物価の騰貴等により第1項の駐車場使用料が不相当なときは、甲は契約期間中であっても乙に対して規約第53条にもとづき、駐車場使用料を改することができる。

第3条 乙は駐車場を乙の上記自動車の駐車のみで使用し、それ以外の用途に供しない。

2. 乙は別に定めるパークシティ白岡全体使用細則ならびに甲の指示を誠実に遵守するものとする。

第4条 乙は駐車に関する乙の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

2. 乙は、乙の所有する住宅部分を譲渡または貸与する相手方が同居する家族であるときは、規約第14条にもとづき駐車場を甲と新たに駐車契約することにより使用することができる。

3. 乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。
4. 前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する念書を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。

第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。

第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。

2. 乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。

第7条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。

第8条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたまのみに限り行う。

第9条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規約に定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の移動等必要な措置を請求することができる。

2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。

第10条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。

- (1) 規約第14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき
- (3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき
- (4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき
- (5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき
- (6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にかかわらず支払期日を守らないとき
- (7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき
- (8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき

2. 前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。

3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに依らず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。

4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。

第11条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。

2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。

第12条 本契約期間は、~~2年~~ 月 ~~7~~ 日から 2020年12月31日までとする。

2. 本契約期間中であって、~~2~~ 月前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。この解約の効力発生日は、甲からの申し出による時は2ヵ月が経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。

3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

第13条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

整理番号	38
------	----


政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	3年 3月 29日
支出額	<p style="text-align: right;">57,800円</p> <p style="text-align: center;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $68,000 \times 0.85$)</p>
使 途	事務所家賃
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡重夫  印

第4回更新 店舗賃貸借契約書

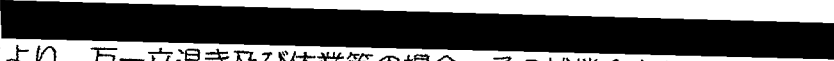
所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の 表 示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	壹ヶ月 68,000円也	

貸主 XXXXXXXXXX を甲として、借主 無所属県民会議白岡支部 岡 重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃貸料を以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2019年9月1日より2022年8月31日 迄向う3ヵ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。
1. 乙が前2ヶ条（第5条・第6条）の各規定に違反した場合。
 2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
 3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。

9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還すること。


10条 (特約条項)

- 家賃振込先：
- 公共事業等により、万一立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
- 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
- ガスは乙側の業者とする。
- 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
- 更新時には、新家賃の1/2ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各々通宛を所持する。

2019年7月17日

賃貸人(甲) 住所 

氏名 

賃借人(乙) 住所 白岡市小久喜1203-1



氏名 無所属市民会議白岡支店 岡重夫  印

連帯保証人 住所 _____

氏名 _____  印

仲介人 住所 〒339-0217 埼玉県白岡市小久喜1135-1

氏名 有限会社 田口住宅 代表取締役 吉岡由隆  印
TEL0430-92-7788 FAX0430-93-1355

取引主任者 登録番号   印

整理番号	171
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和3年3月9日	支出額	85,318 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃料 (令和3年3月分)		

領収書等貼付欄

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

支払先 (株)谷澤総合コンサルタント

口座名義 八子朋弘

94,798 × 0.9 = 85,318

政務活動に使用する割合が 90 %であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

普通預金 (兼お借入明細)

振替	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(「-」の表示がある場合は)(円)
03-03-29 振替	*94,798	RKS(フィンリョウトウ)	
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

名義人 八子朋弘

整理番号 12-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年3月31日	支出額	8,800 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場料 R3. 4月分		

領収書等貼付欄 無所属県民会議東松山支部

駐車場料 R3. 4月分 (事務所来客者用)

11,000円×80%=8,800円

政務活動に使用する割合が80%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
40408	03-03-31	09:15	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
 サイトマリソナ
 ヒカマツヤマ
 普通 4502906
 カ) サシアイトウサン様
 登録番号 0003
 マツサカ ヨシヒロ様

電話番号 [REDACTED] 印紙税申告納
 取扱番号 310019 付につき浦和
 *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 → 税務署承認済

12-2

駐車場使用契約書 (第3回更新)

貸主 [] (以下「甲」という)と借主 松坂 善浩 (以下「乙」という)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	東松山市箭弓町1丁目5251-1
名称	箭弓町第一駐車場	指定場所 No. []

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2ヶ月間
目的物件の引渡し時期	令和 年 月 日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000 円 (別途消費税相当額 1,000 円)
敷金	金 10,800 円

支払期限：毎月末日までに 当月分・翌月分 を支払う

支払方法
 口座振替
 現金
 郵便振替
 金融機関： []
 口座番号： []
 口座名義人： []
 TEL： [] ※振込による手数料は借主の負担とする

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [] 住所 []
----	------------------

管理業者

商号又は名称	株式会社三愛不動産
所在地	東松山市箭弓町一丁目11番4号 TEL 0493-22-8118
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者

所有者	氏名 [] 住所 []
-----	------------------

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名 [] 住所 [] 極度額 [] 円
-------	-------------------------------

頭書(7) 更新に関する事項

更新時、乙は事務手数料として新賃料の1/2 (消費税別)を仲介業者へ支払うものとする。

頭書(8) 特約事項

振込及び自動振替の手数料は乙の負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 9 月 3 日
《代理人》

甲・貸主	氏名 [] 住所 [] 商号 [] 代表者名 [] 住所 [] 氏名 松坂 善浩 住所 東松山市大字正代1179 TEL 0493-34-3704	株式会社三愛不動産 東松山市箭弓町一丁目11番4号 TEL []
乙・借主 (法人の場合)	住所 []	
乙・借主 (個人の場合)	住所 [] 氏名 [] 住所 [] TEL []	
丙 連帯保証人	住所 [] 氏名 [] 住所 [] TEL []	
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社三愛不動産 事務所所在地・TEL 東松山市箭弓町一丁目11番4号 0493-22-8118	代表者 代表取締役 水谷幸太郎
宅地建物 取引士	免許証番号 埼玉県知事 (6) 第 17553 号 登録番号 []	株式会社三愛不動産 東松山市箭弓町一丁目11番4号 0493-22-8118 TEL []

※印は実印

整理番号 13-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年3月31日	支出額	12,800 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R3. 4月分		

領収書等貼付欄 **無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R3. 4月分 (事務所員用)

8,000円 × 2台分 = 16,000円

16,000円 × 80% = 12,800円

政務活動に使用する割合が80%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お待ちしております。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	██████	██████	*****
取扱店	お取引日	時刻	
40408	03-03-31	09:15	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥16,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			(印) C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千	千	円

お振込明細表はほご署名
お受取人
登録番号 0007
マツサカ ヨシヒロ様

ご依頼人
電話番号 ██████████
取扱番号 310002

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しておきます。 →

13-2

印 金
3万円以上
(借主保管
用封印)
2000円印紙

駐車場(自動車保管場所)契約書

特約条項

所在地 埼玉県東松山市第3町3-4-1
名称 保見野車場
車種 プレートナンバー

内第 [] 号

賃料 壹ヶ月 金 ¥ 8,000- / 円也
金 金 円也(無利息の約定)

(うち消費税 円也)

□本証をもって預り証とする。□別紙預り証を発行する。

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は平成30年1月1日より平成30年12月31日迄の向う1ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさないこと。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

平成29年12月28日

貸主(甲) 住所 [] 氏名 [] 電話 []

借主(乙) 住所 東松山市正代1179 氏名 松坂喜浩

仲介人 住所 [] 氏名 []

取引主任者 住所 [] 氏名 [] 登録番号 []

整理番号 14-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年3月31日	支出額	65,952 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃借料 R3. 4月分		

領収書等貼付欄 **無所属県民会議東松山支部**

事務所賃借料 R3. 4月分

82,000円 + 440円 = 82,440円
(振込料)

82,440 × 80% = 65,952円
政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため80%の按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████████	*****
取扱店	お取引日	時刻
40408	03-03-31	09:14
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥82,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬 C 認証
万 千 百 十 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人
ミツビツユー-17ツ"14
ヒカ"ツマツマ
普通 0272630
イセト- (カ様
登録番号 0010
マツサ"カ ヨツヒロ様

電話番号 ██████████
取扱番号 400390

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

事業用建物賃貸借契約書(更新用)

貸主 株式会社 松坂 善浩 (以下「甲」という)と借主 松坂 善浩 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人の債務について連帯保証契約を締結した。(以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙

名称	鳥海店舗 北		1 階
所在地	(登記簿) 東松山市箭弓町3丁目3番13		
種類	店舗	家屋番号	
構造	木造		階建
面積	専有面積 (約) 12.00坪	その他使用可能面積 (約) m ²	m ² (坪)
物件の所有者	(住所) [REDACTED]	(氏名) [REDACTED]	
使用目的	店舗		
賃料	月額 80,000 円(うち消費税 0 円)	敷金 (賃料の 3 か月分) (金額) 240,000 円	
管理費	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	更新時積み増し金 (金額) 0 円	
共益費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼金 0 円	
駐車場料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権利金 0 円	
付属施設料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更新料 1 か月分	
雑費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更新手数料 (総額) 11,000 円	
保険料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	保証料 (うち消費税) 1,000 円	
保証金	0 円	保証料 (総額) 11,000 円	
敷金・保証金の返還時期	本物件の引渡し後 3 か月以内		
保証金の償却	償却方法は、借主が解約の日から 3 か月の経過をもって発生する。		
契約期間	2024年01月01日 から 2025年09月30日 迄の 3年 0か月 0日	借主が解約の日	2025年09月30日
借主の解約権	借主は、借主が解約の日から 3 か月の経過をもって発生する。		
賃料・管理費・共益費・駐車場料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参先 (住所) [REDACTED]	持参先 (氏名) [REDACTED]	振込先 委託会社名 口座名義人 [REDACTED] 口座引落 委託会社名 振込先 [REDACTED] (振込料は乙の負担とする) 82,000 円

頭書(3)	付属施設	No.	No.
その他	貸す鍵一錠	No.	No.
	鍵の引渡し並びに物件の引渡し日	No.	No.
頭書(4) 特別事項	・本賃貸契約期間満了に際して、更新する時、賃借人は新賃料の1ヶ月分の更新料を支払う、		

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。
令和 2 年 8 月 30 日

住所	〒 355-0028 埼玉県東松山市箭弓町1丁目13番15号	借主・乙
電話番号	0493-21-1000	[REDACTED]
氏名	イセト一株式会社 代表取締役 中村ツタ子	松坂 善浩
乙の連帯保証人・丙	[REDACTED]	[REDACTED]
(緊急時の連絡先)	(住所) [REDACTED] (電話番号) [REDACTED]	(乙との関係) [REDACTED] (電話番号) [REDACTED] (勤務先) [REDACTED] (極度額) [REDACTED]

媒介業者	埼玉県知事(1) 第23789号 埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階 イセト一株式会社	媒介業者
免許番号	主たる事務所 埼玉県東松山市箭弓町1-13-15	免許番号
代表者	中村 ツタ子	代表者
登録番号	[REDACTED]	登録番号
氏名	イセト一株式会社	氏名
所在地	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階	所在地
電話	0493-21-1000	電話

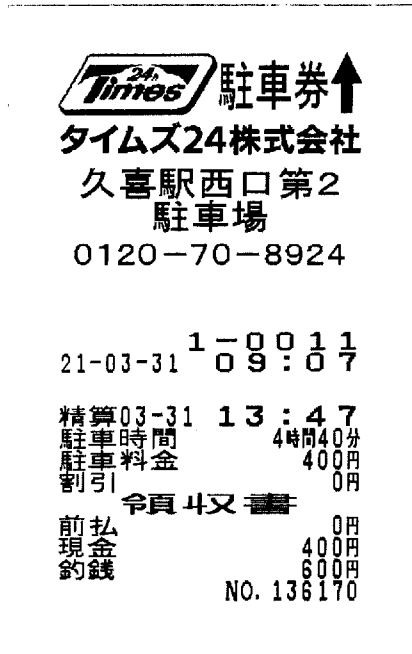
整理番号 251

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年3月3日	支出額	360 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	馬主車料金(事務所用)		

領収書等貼付欄



⑤ 無所属県民会議 久喜支部

貼付しないこと。
スペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
番号(枝番)を付すこと。

$$400 \times 0.9 = 360$$

政務活動費に使用可なり判り合済み

9/10にありあり

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。